

おうだんてきぶんや しょうとう りかいそくしん
横断的分野 1 障がい等への理解促進

げんじょう かだい
<現状と課題>

きょうせいしゃかい じつげん しみん きぎょう ひろ しゃかいぜんたい しょう
 共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障
 がいのある人に対する理解促進を一層進めていく必要があります。

とく しょう ひと しょう とう たい りかい そくしん
 特に、障がいのない人たちへの障がい等に対する理解の促進や、
 へんけん かいしょう じゅうよう
 偏見の解消が重要です。

しょうがいしゃきほんほう しょう ふくし かん
 そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する
 せいどう ふきゅう はか しょう とうじしゃ ふきゅう けいはつかつどう いっそう
 制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層
 すいしん こ ころ しょう たい りかい ふか
 推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まる
 とりくみ すす ひつよう
 ような取組を進める必要があります。

ねんどしょう じしゃじつたいとうちょうさ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

しょう しゃ りかい ふか ひつよう
 障がい者への理解が深まるために必要なこと

- ふくしきょういく じゅうじつ しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ
 ・福祉教育の充実（障がい者調査 44.9%、障がい児調査
 61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ぼらんてい あ いくせい しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ
 ・ボランティアの育成（障がい者調査 32.1%、障がい児調査
 29.0%、難病患者調査 50.9%）
- しょう ひと ひと いっしょ きょういく ば しょう じちょうさ
 ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査
 70.4%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい
 基本方針 1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を
 そんちょう ささ あ きょうせいしゃかい りねん ふきゅう はか
 尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

きほんほうしん ちいきしゃかい しょう ひと たい りかい そくしん
~~基本方針 2 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。~~

きほんほうしん しみん きぎょう じしゅてき ふくしかつどう しえん すいしん りかいそくしん
 基本方針 2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進

はか
を図ります。

◆基本施策

- 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への理解促進支援

◆基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

＜重点取組＞

~~◆ 広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報
広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を
一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報すること
で、障がい福祉の向上を図ります。~~

◆ 出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報
地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心の

ばりあふりーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。
また、普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会に配布
することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）
学校教育において障がいのある人に対する理解を深めても
らうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に
役立てます。

◆ヘルプマークやヘルプカードの配布を通じた内部障がい等の普及
啓発（新規）
難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある
人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮
を提供しやすい環境づくりを推進していきます。
また、災害時等、いざというときに必要な配慮事項を記載し
たヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆障害者週間記念事業の実施
障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障
がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3
～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

○ 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても

らうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

＜重点取組＞

◆~~福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実~~

~~福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。~~

◆~~障がい当事者の講師派遣~~

~~障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解促進を図ります。~~

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への理解促進支援

- ~~各種研修の実施や、様々なボランティア活動や社会貢献活動を市民に紹介することによりへの参加を通じて、地域福祉活動の普及・啓発に努めます障がい等への理解を促進します。~~

＜重点取組＞

◆~~ボランティア活動への支援~~

~~地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施します。ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。~~

◆まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。

※ さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進基金）

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。

~~かんれんけいかく ぶんや りかいそくしん
関連計画（分野1：理解促進）~~

~~さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画~~

~~さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画~~